

押印を求める手続の見直しのための健康福祉部所管規則の
一部改正（２回目）の概要

1 改正の経緯及び趣旨

行政手続における書面規制、押印、対面規制の見直しについては、新型コロナウイルス感染症のまん延防止のみならず、業務そのものの見直しや効率化が図られ、行政サービスの効率的・効果的な提供にも資するものです。

このうち、押印を求める手続の見直しについては、令和２年１２月１８日に内閣府から「地方公共団体における押印見直しマニュアル」が示されたところであり、県ではこれを踏まえて見直しを進めていくこととしています。

健康福祉部では、所管する規則に規定する書面について、県民・事業者等による押印等を不要とするための改正を行います。

2 改正の概要

以下の規則に規定する書面について、県民・事業者等による押印、押印に代わる署名等を不要とするための規定（様式）の見直しを行います。なお、以下の規則以外についても、別途パブリック・コメントを実施しました。

- (1) 青森県生活保護法施行細則（平成７年３月青森県規則第23号）
- (2) 青森県中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行細則（平成20年３月青森県規則第26号）
- (3) 行旅病人及行旅死亡人取扱法施行細則（昭和35年３月青森県規則第９号）
- (4) 社会福祉法人が行う事業の補助に関する条例施行規則（昭和37年３月第青森県規則15号）
- (5) 青森県医師修学資金貸与条例施行規則（平成11年３月青森県規則第29号）
- (6) 青森県保健師・助産師・看護師修学資金貸与条例施行規則（昭和37年４月青森県規則第40号）
- (7) 青森県母子保健法施行細則（昭和62年３月青森県規則第28号）
- (8) 青森県特例児童扶養資金の貸付金の償還の免除に関する条例施行規則（平成16年３月青森県規則第27号）

3 公布日及び施行期日

公布日： 2 の (5)	令和４年２月14日
2 の (8)	令和４年２月16日
2 の (1)～(4)	令和４年２月18日
2 の (6), (7)	令和４年３月７日

施行期日：公布日